第14回带広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和2年7月30日(木)
- 2 開催時間 午前 10 時 30 分開会 午前 11 時 20 分閉会
- 3 開催場所 大正農業者トレーニングセンター
- 4 出席委員 26名

1番	兒玉	康英	2番	吉田	宏一		3番	小倉	豊
4番	堀口	宏敏	5番	荒川	満雄		6番	松金	栄治
7番	廣瀬	智美	8番	中村	博志		9番	尾関	健一
10番	野原	幸治	11番	丸谷	友姫	1	2番	合歓垃	亘利隆
13番	岩城	利寛	14番	森	和裕	1	5番	飯田	祐一
16番	梶川	毅	17番	山﨑	博之	1	8番	深田	敬吾
19番	濱野	敏夫	20番	石崎	一彦	2	1番	吉田	利彦
22番	廣瀬	文彦	23番	石川	俊浩	2	4番	室﨑	公一
25番	中村	正信	26番	中谷	敏明				

- 5 欠席委員 なし
- 6 議事録署名委員

5番 荒川 満雄 6番 松金 栄治

- 7 議事内容
 - (1)報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3)報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
 - (4)報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に係る専決処分について
 - (5)報告第5号 農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について
 - (6) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (7) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (8) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
 - (9) 議案第4号 農用地利用集積計画の案の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員

農地相談員 窪田 未帆

 事務局長
 河本 伸一
 事務局次長
 滝沢 仁

 農地係長
 佐々木 正人 農地係主任
 水野 晴基

 農地係主任補
 堀田 泰蔵 農地課係員
 船曳 百音

事 務 局 長 ご起立願います。礼。ご着席ください。

長 議

ただいまより、第14回帯広市農業委員会を開会いたします。

中 谷 会 長 (会長より近況を含めた挨拶)

長 議

それでは議事に入ります。

初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員) (なし)

議 長 ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。

事 務 局 長 報告いたします。

本日の出席委員は26名、全員です。

本日の議事は、開催要領3.次第にあるとおり、報告が5件、議案が4件でござい ます。

(配布資料の確認)

報告は以上でございます。

議 長 次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。

本日の議事録署名委員には、5番 荒川委員、6番 松金委員を指名いたしますので よろしくお願いいたします。

それでは、報告案件に入ります。

報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。

事務局(滝沢次長)

議

議

農業委員会の主要事務の処理概要及び活動等について、次のとおり報告します。

(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務処理概要等の朗読・説明) ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

長 員)

長

(なし)

委

特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。

次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」および報告第3号 「農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について」を一括して報告いたします。 まず、6月分の調査結果について、深田調査委員長より報告をお願いします。

深田調査委員長

25日の調査ですが、報告第2号 1.現況証明の附番19から23の5件について 現地調査を行い、非農地であることを確認いたしました。

つづきまして、報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について ですが、第3回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。上帯広町 724 へクタール、昭和町 1, 284 ヘクタール、合わせて2, 008 ヘクタール

1

の農地を調査しましたところ、耕作放棄地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、6月分の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

次に、7月分の調査結果について、吉田宏一調査委員長よりお願いいたします。

吉田宏一調査委員長

10日の調査ですが、報告第2号 1. 現況証明の附番24から25の2件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

つづきまして、報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果についてですが、第4回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。愛国町798ヘクタール、大正町(幸一)562ヘクタール、合わせて1,360ヘクタールの農地を調査しましたところ、耕作放棄地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、7月分の報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

(委 員)

(なし)

議長

特に無いようですので、報告第2号および第3号はこれで終わります。

次に、報告第4号「農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に係る専決処分について」、事務局より説明願います。

事務局(堀田主任補)

農地法第4条及び第5条の規定に基づき、北海道農業会議へ意見聴取した結果、許可相当の回答があったため、次のように専決処分により許可したので報告します。

(報告第4号、附番5について北海道農業会議への意見聴取結果と許可日を朗読) ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

議長

(なし)

(委員)

特に無いようですので、報告第4号はこれで終わります。

議 長

次に、報告第5号「農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立 について」事務局より説明願います。

事務局(佐々木係長)

帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、農地等のあっせん委員の指名について次のように専決処分し、あっせんが次のとおり成立したので報告します。

(報告第5号、附番3から6のあっせん委員指名に係る専決処分及びあっせんによる 売買の成立4件について朗読・説明)

議長

ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

(委員)

(なし)

議長

特に無いようですので、報告第5号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

議

長

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といた します。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(佐々木係長)

農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。

(議案第1号、附番8の1件の合意解約について朗読・説明)

以上附番8の1件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解 約が成立しているものと考えます。

議長

それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容 に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。

(委員)

(なし)

議長

ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(佐々木係長)

農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第2号、附番13から16の売買(あっせん)による所有権移転4件、附番 17から18の売買による所有権移転2件について、調査書に基づき朗読・説明)

以上附番13から18までの6件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規 定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。

議長

それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。

附番17について、野原委員よりお願いいたします。

野 原 委 員

附番17について、意見を申し上げます。受人は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の周辺で営農を行う農業者です。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。

議 長

ありがとうございました。続いて、附番18について、合歓垣委員よりお願いいたします。

合歓垣委員

附番18について、ご意見を申し上げます。受人においては、申請農地の周辺で営農を行う認定農業者でございます。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしておらず、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと思います。意見は

以上です。

長

長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対する ご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委 員)

議

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とい たします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(堀田主任補)

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。

(議案第3号、「1. 農用地利用計画」附番8の農業用施設用地への編入1件、附番9の農地への編入1件について、調査書に基づき朗読・説明)

それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺います。

「1. 農用地利用計画」附番8について、室﨑委員お願いいたします。

室崎委員

議

それでは意見を申し上げます。農用地利用計画、附番8です。申出人は畑作農家ですが、ビートの育苗のために設置している農業用ハウスが、大雨や風雪の影響で傷みが激しく、保温効果の低下により、育苗作業に大幅な遅延が生じるようになりました。

また、作付面積の拡大により既存施設では手狭となり、これらの状況を解消するために、既存の育苗施設の規模を拡大し建設する計画を立て、4月に行われた第11回総会にて議決を頂き、転用許可を受けております。建設された育苗施設全体を今後とも農業用施設として有効活用するためには、既存の施設があった用地についても農業用施設用地へ編入し、一体的に管理する必要があることから、農用地利用計画の用途をその他から農業用施設用地へ編入するものです。既存の用地内であるので、周辺農地に影響はないものと考えます。説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

続いて「1. 農用地利用計画」の附番9について、吉田宏一委員よりお願いいたします。

吉田宏一委員

それでは意見を申し上げます。農用地利用計画 附番9です。申出地は、現在は農地として利用されております。今後とも農地として有効活用するために、農用地利用計画を変更し、農地とするものです。説明は以上です。

議長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対する ご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案に 事務局(佐々木係長) ついて決定を求めます。 (議案第4号、一般分 附番13から14の賃借権の設定2件について、調査書に基 づき朗読・説明。) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化 促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。 (同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う所有権の移転附 番8から10の売渡3件、附番11から17の買入7件について、調査書に基づき朗読 • 説明。) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化 促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。 それでは審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり 長 議 決定することについてご異議ございませんか。 (なし) 委 員) ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 長 議 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。 その他案件は特にないですが、皆様から何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。 (なし) 長 なければ、連絡事項に入ります。 議 事務局より連絡事項の説明をお願いします。 (事務局から連絡事項の説明) 事務局(水野主任) ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。 議 長 (委 員) (なし) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。 議 長

ご起立願います。お疲れさまでした。

長

事

務

局